

背景

○食料安全保障の確立等を柱とした、食料・農業・農村基本法の一部改正（令和6年6月施行）

⇒ 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。

○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正（令和7年6月公布）

⇒ 食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨を規定。

➢ 合理的な費用を考慮した価格形成が法制化され、飲食料品等事業者等の「努力義務」が明確化された。

➢ 農林水産大臣が指定する飲食料品等（※1）について、同大臣が認定する団体が当該飲食料品等に係る費用の指標（コスト指標（※2））を作成・公表することとされた。

※1 時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があるなど、取引において持続的な供給に要する経費について認識しにくい飲食料品等（米、野菜、飲料牛乳、豆腐、納豆等の指定が検討されている。）

※2 生産、集出荷、卸売、小売等の各段階の持続的な供給に要するコストの積み上げにより算出

○卸売市場法の一部改正（令和7年6月公布）

⇒ 業務規程に「取り扱う指定飲食料品等」「指標」等の公表を規定することが、中央卸売市場の認定要件として追加された。

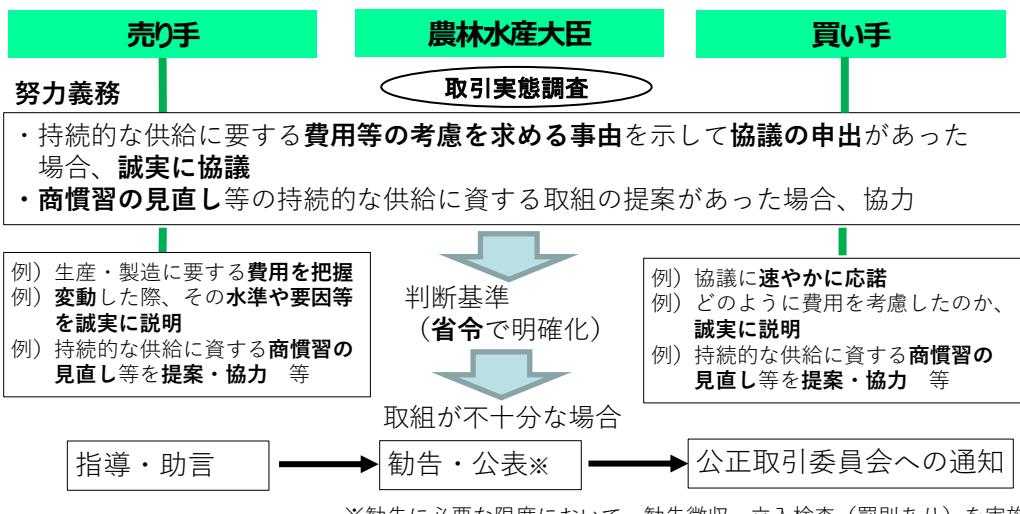
中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、業務規程を改正し、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表することとなる。

規制的措置

○最終的な取引条件は当事者間で決定という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「努力義務」を明確化。

○農林水産大臣が、努力義務の取組が不十分な場合等は、指導・勧告等。

【規制的措置の導入】需給や品質を基本としつつ、合理的な費用を考慮



市場取引での対応

○卸売市場では、価格を調整弁として、出荷された青果等を早急に売買
○卸売市場でコストを考慮するため、開設者が指定品目、コスト指標等を公表

